

### (1) 義務年限について

問 義務年限はどのように算方しますか。

答 義務年限の計算は、「月数」によります。例えば、4月15日から4月30日までの15日間勤務した場合、「1月」として数えます。

問 2年次から貸付を受けた場合、義務年限はどのようになりますか。

答 義務年限は、7年6カ月となります。そのうち「地域の病院」には、2年6カ月の勤務となります。

### (2) 初期臨床研修について

問 初期臨床研修病院はどのように選択すればいいですか。

答 マッチングによる対応となります。県内で実施しようとする場合は、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムを選択してください。なお、集中支援コースの場合は、県外での実施は認められません。

問 県外の基幹型臨床研修病院に所属しているが、千葉県内の病院での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められますか。

答 認められません。なお、県内の基幹型臨床研修病院に所属しながらも、県外での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められます。

### (3) 後期研修について

問 後期研修病院は、どのように選択すればよいのですか。

答 県内の病院に勤務する場合は、大学附属病院や民間病院等を含めて、自由に選択することができます。ただし、県外病院の場合は、義務年限に算定されません。

集中支援コースの場合は、初期臨床研修が終了した直後の2年間、大学附属病院や民間病院等を含めて病院は自由に選択できますが、特定診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・産科・救急科・麻酔科）のいずれかで従事しなければなりません。

問 長期支援コース・ふるさと医師支援コースの場合、従事する診療科の指定はありますか。

答 集中支援コースと異なり、診療科の指定はありませんが、義務年限中に「地域の病院」で従事することを視野に入れ、地域で医療需要の高い診療科に従事して頂きたいと思います。将来の具体的な診療科や勤務先について、大学や県などと相談しながら、選択くださるようお願いいたします。

#### (4) 「特定病院等」での勤務について

問 「地域の病院」はどのように選択すればよいのですか。

答 県が提示した「地域の病院」の一覧から選択していただきます。具体的な病院や診療科については、ご本人の希望や病院側のニーズを踏まえ、病院、大学、県などと相談しながら決めていきます。

問 「特定病院等」において、例えば、夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、義務年限に認められますか。

答 基本的に、常勤医師（原則として、病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者）として勤務してください。

問 日中は「特定病院等」で勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合、義務年限に算定されますか。

答 「特定病院等」で医師の業務に従事している場合には、義務年限に認められます。なお、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合には、猶予期間の扱いとなります。（最大4年間まで）

#### (5) 返還に関すること

問 返還の免除要件を満たす前に、出産や病気のために医師の業務に従事できない場合、ただちに返還しなければなりませんか。

答 長期支援コース・ふるさと医師支援コースで6年間貸付を受けた方は、出産・育児等により勤務できない期間があっても、医師免許取得後から13年を経過するまでに、9年間、知事が定める病院に勤務すれば、返還免除を受けられます。

なお、集中支援コースの場合は、病気、負傷、妊娠、出産、育児等の正当な理由がある場合には、1年間までは認められます。

問 病院を退職するなどして、返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が減額されますか。（例えば、義務年限9年間のところ、3年間しか勤務しなかった場合、返還金額のうち、3分の1は納めなくてよいのか。）

答 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、それまでの勤務期間に関わらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます。勤務期間に応じた一部免除等はありません。

問 貸付金を返還する場合、利息がつくのか。

答 付きません。返還すべき日までに返還しなかった場合は、延滞利子が付きます。

## (6) 千葉県地域医療支援センターについて

問 千葉県地域医療支援センターでは、どのような支援をしているのですか。

答 医学生を対象として、県内の臨床研修病院に関する合同説明会を開催しています。また、初期・後期研修等の「研修情報」のサービス・支援として、研修プログラムのご案内や病院の情報を提供し、県内病院の見学を希望する医学生や研修医の見学をサポートしています。

さらに、「キャリアアップ」の支援として、医師修学資金受給者の義務年限中におけるキャリア形成を踏まえた勤務先のアドバイス、シミュレーション機器を用いたハンズオンセミナー等の開催、働きながら育児や職場復帰を考えている女性医師等への生涯にわたる支援を行っています。

詳しくは、ホームページ <http://www.chiba-cmsc.org/index.html> をご覧ください。

## (7) その他

問 本制度の貸付対象である大学医学部に入学しました。本制度を申請したいのですが。

答 長期支援コースでは、申請に際して大学の推薦書が必要となります。大学内で選考の上、大学の推薦を受けた方が申請することができます。

ふるさと医師支援コースは、募集年度の「ふるさと医師支援コース募集要項」をご覧ください。

問 連帯保証人2名について

答 成年者で独立の生計を営むものとしています。例えば、両親が同居している場合は、両者を連帯保証人とすることは認められません。

申請者が未成年の場合は、連帯保証人1名を法定代理人（一般的には、親、親権者）としてください。

問 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか。

答 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。ただし、留年した場合でも、貸付けは正規の修業期間分のみとなります。また、基本的に、休学中においては、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、貸付けを行いません。

問 医師国家試験が不合格だとどうなりますか。

答 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得しなければいけないので、現行の医師国家試験の下、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになります。

問 本人が死亡してしまった場合はどうなりますか。

答 現実には起きた際に、個々の状況で判断します。

一般的には、「医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき返還免除されます。また、借受人が死亡し、又は災害、病気

その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。」